○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成16年3月31日
規則第17号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに制定する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（廃業等の届出書）

第2条　法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）及び法第64条（法第72条において準用する場合を含む。第4条において同じ。）の規定による届出は、様式第1号による廃業等届出書により行うものとする。

（一部改正〔平成16年規則52号〕）

（許可証の再交付の申請）

第3条　法第60条第1項又は第67条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第2号による許可証再交付申請書によりその再交付を申請することができる。

2　前項の申請書には、許可証を被り、又は汚した場合においては、その許可証を添付するものとする。

（許可証の返納）

第4条　許可を受けた者（第2号に掲げる場合にあっては、法第64条各号に定める者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第3号による許可証返納書により許可証を返納しなければならない。

（1）　許可を取り消されたとき。

（2）　法第64条の規定による届出を行ったとき。

（3）　許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したとき。

（一部改正〔平成16年規則52号〕）

（書類の提出方法）

第5条　法、政令、省令及びこの規則により知事に提出する書類は、主たる事業所の所在地を静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長を経由するものとし、その提出部数は、次の各号に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部数とする。

（1）　別表第1に掲げる提出書類　正本1部

（2）　別表第2に掲げる提出書類　正本1部及び副本1部

（3）　別表第3に掲げる提出書類　正本1部及び副本2部

（全部改正〔平成19年規則31号〕、一部改正〔平成22年規則18号〕）

附　則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附　則（平成16年10月15日規則第52号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附　則（平成16年12月28日規則第68号抄）

1　この規則は、破産法（平成16年法律第75号）の施行の日（平成17年1月1日）から施行する。

附　則（平成19年3月30日規則第31号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成22年3月31日規則第18号抄）

（施行期日）

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（令和元年7月1日規則第4号）

1　この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和3年3月26日規則第5号）

1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第5条関係）

（一部改正〔平成16年規則52号・19年31号〕）

（1）　法第42条第1項の登録を受けた者に係る第2条の引取業者廃業等届出書

（2）　法第53条第1項の登録を受けた者に係る第2条のフロン類回収業者廃業等届出書

(3)　法第60条第1項の許可を受けた者に係る第2条の解体業者廃業等届出書
(4)　法第60条第1項の許可を受けた者に係る第4条の許可証返納書
(5)　法第67条第1項の許可を受けた者に係る第2条の破砕業者廃業等届出書
(6)　法第67条第1項の許可を受けた者に係る第4条の許可証返納書

別表第2(第5条関係)
(一部改正〔平成16年規則52号〕)
(1)　省令第46条に規定する引取業者登録(登録の更新)申請書
(2)　省令第48条に規定する引取業者変更届出書
(3)　省令第50条に規定するフロン類回収業者登録(登録の更新)申請書
(4)　省令第53条に規定するフロン類回収業者変更届出書
(5)　省令第55条第1項に規定する解体業許可(許可の更新)申請書
(6)　省令第58条に規定する解体業変更届出書
(7)　法第60条第1項の許可を受けた者に係る第3条第1項の許可証再交付申請書

別表第3(第5条関係)
(一部改正〔平成19年規則31号〕)
(1)　省令第60条第1項に規定する破砕業許可(許可の更新)申請書
(2)　省令第63条第1項に規定する破砕業の事業の範囲の変更許可申請書
(3)　省令第64条に規定する破砕業変更届出書
(4)　法第67条第1項の許可を受けた者に係る第3条第1項の許可証再交付申請書

様式第1号(第2条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔平成16年規則52号・68号・19年31号・令和元年4号・3年5号〕)

引取業者
フロン類回収業者
廃業等届出書
解体業者
破砕業者

年　　月　　日

静岡県知事　　氏名　様

届出者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律
第48条第1項
第59条において準用する同法第48条第1項
第64条
第72条において準用する同法第64条

の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住所	

登録又は許可の番号	第　　号
廃業等の年月日	年　　月　　日
廃業等の理由 （該当する番号を○で囲むこと。）	1　死亡 2　合併による消滅 3　破産手続開始の決定による解散 4　合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散 5　廃止

様式第2号（第3条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成19年規則31号・令和元年4号・3年5号〕）

許可証再交付申請書

年　　月　　日

静岡県知事　　氏名　様

申請者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

再交付の申請をする許可証の種類	
許可の年月日	年　　月　　日
許可の番号	第　　号
再交付の理由	

様式第3号（第4条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

（一部改正〔平成19年規則31号・令和元年4号・3年5号〕）

許可証返納書

年　　月　　日

静岡県知事　　氏名　様

返納者
住所　法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり許可証を返納します。

返納する許可証の種類	
許可の年月日	年　　月　　日
許可の番号	第　　号
返納の理由	